

令和6年度第2回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和6年12月5日（木）
場 所 岐阜県庁1階 ミナモホール

岐 阜 県

1 出席者

＜委員＞7名（欠席委員3名）

・板谷委員、荻巣委員、桂川委員、中原委員、三井委員、美谷添委員、山内委員

＜県（事務局）＞13名

・久松林政部長、小川林政部次長、長谷川林政部次長、
寺田森林文化アカデミー副学長、三宅林政課長、山岸森林活用推進課長、
垂見県産材流通課長、石田森林経営課長、高木森林保全課長、大島技術総括監、
伊藤森林吸収源対策室長、吉峯木造建築推進室長、小木曾林業改革室長

2 議事

議第1号 地域森林計画の樹立及び変更について

3 報告事項

- （1）林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について
- （2）森林文化アカデミービジョン2040（案）について
- （3）次期森林づくり基本計画策定について

4 その他

・令和6年度第1回森林審議会における意見等への対応状況

5 配布資料

- ・地域森林計画 樹立・変更（案）の概要・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・第15次宮・庄川地域森林計画書（案）・・・・・・・・・・・・・資料2
- ・木曽川地域森林計画変更計画書（案）・・・・・・・・・・・・・資料3
- ・揖斐川地域森林計画変更計画書（案）・・・・・・・・・・・・・資料4
- ・長良川地域森林計画変更計画書（案）・・・・・・・・・・・・・資料5
- ・飛驒川地域森林計画変更計画書（案）・・・・・・・・・・・・・資料6
- ・岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等の報告について・・・・・・・・・・・・・資料7
- ・森林文化アカデミービジョン2040（案）・・・・・・・・・・・・・資料8
- ・ビジョンに対する意見等への対応・・・・・・・・・・・・・補足説明資料8
- ・次期森林づくり基本計画策定について・・・・・・・・・・・・・資料9
- ・令和6年度第1回森林審議会における意見等への対応状況・・・・・・・・・その他資料1

6 議事録

10時00分開会

(事務局)

時間が参りましたので、令和6年度第2回岐阜県森林審議会を開催いたします。
はじめに、林政部長の久松よりご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局)

本日は委員10名中7名の方にご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に審議会の進め方についてですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から公開により行うこととしております。

また審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

さらに本日は、報道関係の取材がございますので、撮影についてもご了承くださいと存じます。

議事に入る前に、本日の会議資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局)

岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては、会長が務めることとなっております。

では、会議の進行を中原会長にお願いします。中原会長、よろしくお願いします。

～中原会長あいさつ～

(中原会長)

まず、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録署名者に荻巣委員をご指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。議第1号「地域森林計画の樹立及び変更」について、まず、事務局から諮問文の配付をお願いします。

～諮問文配布～

では、事務局から審議事項の諮問文の朗読をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

～諮問文を朗読～

(中原会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

～議第1号を説明～

(中原会長)

ただいま説明のありました「地域森林計画の樹立及び変更」について、ご意見、ご質問はございませんか。

(荻巣委員)

14 ページの林道開設の実行歩合が低調だが、事務局の方で、市町村の計画をチェックするなど、これを改善していく考えはあるか。

(事務局) ※石田森林経営課長

まずこの計画に、記載がないと事業が実施できないということが前提となっており、市町村としては事業が必要なものについては全て記載したいという要望がある。予算に合わせて記載しないという考え方もあるが、国に対して要望していく必要があるため、これまでどおり記載していきたい。

(中原会長)

県の方で、実行性を確認し、精査したうえで、積み上げた数字であるべきではないかという趣旨の質問だが、どうでしょうか。

(事務局) ※石田森林経営課長

県としては実施可能な箇所を挙げていただくよう市町村にお願いしており、できる・できないを判断しているが、あくまでも必要な箇所は掲載していくべきと考えている。また、林道は必要なものであり、記載することが大事だと考えている。

(中原会長)

林道は、林業の大動脈であり、全てのことは林道に繋がるということでご理解をいただきたいとの趣旨でしたが、よろしいでしょうか。

(萩巣委員)

はい。

(美谷添委員)

34 ページで、面積が増える理由として、田畑が山林に変わったという説明があった。

田畑に木を植えたいという話をよく聞くが、田畑に木を植えて登記を山林にできるのか、また、木を植えても良いのか気になった。バイオマス用に20年生位で伐採するという話をよく聞くので、田畑に木を植えるということもありえると思う。そのようなことが始まっているのか知りたい。

(中原会長)

地目が田畑のものを宅地に変えることは、法律的には難しいが、山林に変えることができるのであれば、バイオマス産業の育成という点では下支えになるが、このような変更は大丈夫なのかという趣旨かと思うが、どうでしょうか。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

地域森林計画の対象森林は、現況森林であれば、いわゆる5条森林として森林計画に入れるということを前提としている。登記上の地目が田畑となっても、5条森林とすることができる。ただし、農用地の指定がある場合は対象外としているほか、土地所有者の承諾や、今後森林として維持していくことを確認した上で5条森林とする、といった取組みをしている。

(中原会長)

放置され雑木林になっているもう農地ではないような土地は、5条森林とすることができ、農用地であっても除外手続きを行えばその限りにあらずという回答であったと思います。小木曽室長、エネルギー利用の観点から補足をお願いします。

(事務局) ※小木曽林業改革室長

登記の地目が田畑であっても、現況としてスギ・ヒノキ等が植わっていれば5条森林とすることができる所もある。

一方で、早生樹等、バイオマスに特化した森づくりをすすめる際に、農用地に木を植え5条森林にするには、農業委員会の合意が必要となる。

また、木を植え集中・集約的な管理をすることで、農地のままバイオマス生産地として利用することもできる場合もあるため、そのような場所は必ずしも5条森林としなくてもよい。

耕作放棄され、天然林化しているようなところは、エネルギー利用する森林として5条森林としていくことも検討が必要と思うが、農用地の指定がある場合は農政サイドとの調整が必要となるため慎重に進めていく必要がある。

(中原会長)

美谷添委員よろしいでしょうか、それでは荻巣委員どうぞ。

(荻巣委員)

2条森林については、県内でどのくらいあるのか把握しているのか。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

2条森林については、調査しておらず、把握していない。

(荻巣委員)

ある市では、薪炭林で、200ha から 300ha の 2 条森林があると聞いている。そのような森林はバイオマス活用の観点で有効な森林と思うが、どうでしょうか。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

2条森林につきましては、他の法の規制があるものや、用途が決まっていないものである。今後も森林として管理していくということが明確であれば5条森林とすることも可能で、バイオマス林として有効活用できるものと考えている。

(中原会長)

要するに、耕作放棄され現況が森林となっている田畑をバイオマス利用するうえでは、農用地でなければ5条森林とすることは問題がない。また、地目変更しなくても、農地のままでも、バイオマス利用のために、農業として木を植え管理することは問題がないということ。

ただ、数年前に耕作放棄されたような、用途がはっきりしなくなっている土地をどうしていくのか、手立てを考えなければいけない。

それから、これはお願いですが、バイオマスの早生樹を植えるということになると、林業とかかわりを持たない異業種が参入してきて、勝手に植栽し伐採するようなことも起こりえる。そういったことも見据えたうえで、問題が起こる前からルールづくり、農政部との連携など、対応を検討いただきたい。

美谷添委員、荻巣委員よろしいでしょうか。

(荻巣委員、美谷添委員)

はい。

(中原会長)

先ほど、林道の計画について、無理な計画とするのはいかなものかという意見があったように、伐採量の計画においても、木材生産量の実績が3年続けて約57万m³と頭打ちになっているところに、一部の森林計画区においては破格の計画面積となっており、その達成ができない理由を労働者不足としている。こういった目標についても、夢物語ではなく、ターゲットとなる者にとって気力が出せる、現実には即した目標値を是非とも設置してほしい。

その時に、これまでの実績に対して計画が大きく減るという辛さもあると思うが、緩やかな変化をつけながら、現実的な計画を持って、官民一体で事業展開できることをお願い申し上げて終わります。

(中原会長)

そのほか、ご意見はございませんか。

ご意見も尽きたようですので、お諮りします。議第1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(中原会長)

それでは、議第1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申することと決定いたします。

ここで、答申文(案)を作成するため、10分間休憩といたします。

～10分間休憩～

(中原会長)

審議会を再開いたします。それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

～答申文(案)朗読～

(中原会長)

ただいまの内容についてご異議はありませんか。

(委員)

異議なし。

(中原会長)

それでは、この内容で答申することといたします。

以上で、議事は終了いたしました。引き続きまして、「報告事項」に入ります。

「岐阜県森林審議会林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※高木森林保全課長

～資料7に基づき「岐阜県森林審議会林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について説明～

(中原会長)

ただいま説明のありました「岐阜県森林審議会林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について、ご質問はございませんか。

(板谷委員)

岐阜県では、林地部会の審議案件が0件だが、他県では多数ある。岐阜県での審議は、その基準となる面積が小さいということなのか、それともそれほど土地改変の動きがないということなのか、お聞きしたい。

(事務局) ※高木森林保全課長

岐阜県では、太陽光発電に関連して、平成31年に、林地部会の審議を年5回行った。これが開発のピークであって、現在は事業用地のための改変は多くない。

この一覧表を見ていただくと分かるが、東濃・恵那・可茂のエリアが比較的多い。これはリニア中央新幹線に付随する道路等の開発や、新丸山ダムに関連する開発といったもので、民需による開発は比較的落ち着いている。また、採石等の開発は、公共事業が低調となっているため、減ってきている。

(板谷委員)

そのような状況であれば安心した。

(中原会長)

農地では規制の網の目を掻い潜ろうとする動きがあるように思う。田畑のバイオマス利用にあたっては、やりたい放題になってしまわないよう、ご留意いただきたい。

(中原会長)

つづきまして、「森林文化アカデミービジョン2040(案)」について、説明をお願いします。

(事務局) ※寺田森林文化アカデミー副学長

～資料8に基づき「森林文化アカデミービジョン2040(案)」について説明～

(中原会長)

ただいま説明のありました「森林文化アカデミービジョン2040(案)」について、ご質問はございませんか。

(荻巣委員)

前回の私どもの意見に対して真摯に対応していただき、感謝を申し上げる。

特に森林文化宣言における未来への熱意やビジョンについては大変感銘を受けた。私としても多くの学びを得る機会となった。

森林文化アカデミー改革2.0については、2040年を見据えて、教員の皆様が積極的に議論を重ね、まとめられたとお聞きしている。その内容の重要性を十分認識するとともに、これまでのご尽力に敬意を表したいと思う。

今後は、改革2.0における具体策の確実な実行に向け、どのような方策で実現を図られるのか。また進捗管理については、どのような運用を考えておられるのか。現時点での構想をお聞かせ願いたい。

(中原会長)

今後どのように具現化を図るのか、また、それをいかに管理するのか、どういうご質問です。

(事務局) ※寺田森林文化アカデミー副学長

改革2.0で掲げたそれぞれの取組みについては、まず、来年度のカリキュラム編成の作業に入っており、可能なものについては来年度から着手したいと考えている。

施設整備などが必要ですぐには対応できないものについては、毎年優先度を考慮しながら予算要求し、実現に努めていきたいと考えている。

来年度予算の要求も一部行っており、承認が得られれば、来年度の後半もしくは再来

年度以降から対応できるということになる。

改革の進捗管理については、毎年、教職員が取り組み状況について自己評価を行い、その結果を外部委員で構成される学校評価委員会に報告し評価いただく。その結果を次年度以降の対策に反映させていきたいと考えている。

(中原会長)

学校評価委員会は外部から端的に見て、精査した上で、こうあるべき、ということ意見を言う場。これによって改革が進んだこと、進んでいないことが明らかになる。評価を受けながら真摯な態度で進めていただきたい。

(中原会長)

つづきまして、「次期森林づくり基本計画策定」について、説明をお願いします。

(事務局) ※長谷川林政部次長

～資料9に基づき「次期森林づくり基本計画策定」について説明～

(中原会長)

ただいま説明のありました「次期森林づくり基本計画策定」について、ご質問はございませんか。

(中原会長)

これはとても大事で、もの凄い勢いで状況が変わってきている中で、このタイミングから検討するというのも必須だと思う。

生きた森づくり、恵みの森づくり、100年の森づくりとあるが、今後に繋がっていかないと、その前にやってきたことのマンパワーと時間と予算が全く意味のないものになる。施策の流れについて検討が必要かと思うし、審議会でも皆さんの意見をどんどん出して、形にすべきだと理解している。現段階での皆さんの意見を率直にお話いただきたい。

(三井委員)

ある程度出来上がったところで意見交換するのは、修正が難しく、双方にとって負担がある。3月に骨子案を作ることだが、その段階から、意見を交わしていくのがよい。

(中原会長)

来年は3回、4回、森林審議会を開くべきという思いが、委員の思いではないか。

(桂川委員)

建築の関係者には、山に関心がある人、木をどうやって使っていくかに熱心な方がいたが、高齢化して世代交代している。今の若い方は、大規模な建物やデザイン等に興味が向いていると思うが、木そのものや山への関心が希薄になっていると思う。このように使う側がどう変わってきているかも加味していただくのが良いと思う。

(山内委員)

時代の潮流を示すキーワードが並んでおり、幅広い方からの意見聴取が必要と思う。例えば森林文化をどう捉えていくか、環境問題や森林経営、更には観光も森林と深く結びついているところがある。下呂市では、南飛騨健康保養地において、山の中まで芸術作品を並べたように、森林には様々な使い方がある。

どのような方から意見聴取をして、どう骨子案をまとめていくか、お聞かせいただけるとありがたい。

(中原会長)

骨子を組み上げる段階でこれだけ多岐に渡ると、果たしてまとめきれぬのか。内容が希釈されてしまって、右から見ても左から見てもOKな、何のために作ったのか分からないようなものになってしまうのは本意ではない。

キーワードを、大まかにまとめて、それをきっかけに取りまとめるようなことをしないと、見る側や実行する側にとって、的の絞りにくいものになってしまうのではないか。この辺りをどう考えているか。

(事務局) ※長谷川林政部次長

キーワードは、前回の森林審議会でエネルギーの森づくりについて説明させていただいたが、その背景となっている時代の潮流や、今の社会情勢から森林に関するものを記載している。

森林との関係性が高くないものもあるが、様々な方向から検討するために幅広く列記しており、計画本体に書き込む際には、会長が言われるように、深い関わりがあるものに絞り込むということも必要になってくるかと思う。

骨子案をつくるにあたっては、林業関係者や林業関係者以外からも意見を聞きながら、これ以外のキーワードもあるか、模索しながら検討していきたいと考えている。

林業関係者ということでは主要な林業5団体の方々、林業関係以外ということでは、昨年の第1回森林審議会で講師を務められた方、大学の学識経験者にもお聞きしたいと考えている。そうした中で森林審議会の委員や県民会議の委員、県政モニターからもご意見をお聞きしていきたいと考えている。

(山内委員)

下呂市ではコンサルタントなしで職員が自前で下呂市森林づくり基本計画を作ったが、自然保護の立場の方、林業経営者、森林組合など多種多様な方々に入ってもらって審議を重ねた経緯がある。

行政的にはある程度のところで収めたい気持ちもあったが、回数を重ねて、皆さんから自分の言いたいことを言ってもらくと、それがどう反映されたか、どういう計画になったかということも分かっていただけで、結果的には良かった。そのように動いていくのも一つの方向かと、参考までに申し上げさせていただく。

(中原会長)

非常に心強い応援のお言葉と受け止める。

反対の意見を持つ方からもよく意見をもらっておくと、結果的には納得感が得られる。また、盲点についても指摘してくれ、心強いと思う。

私の見解として、林業という産業振興を導いている林政部だが、業としてやっている部分に、綺麗な言葉が並びすぎてしまって、実際の林業から離れてしまっていると思う。林業の現場の視点から、美谷添委員はいかがお考えでしょうか。

(美谷添委員)

会長が言われたように、実際に山で仕事している者たちにとってみると、どこか遠い話のような気がする部分がある。具体的に林業で、山に携わって支えている人達がどうやってこれから岐阜県の山を守っていくか、先のことを考えると不安になる。

先ほども意見が出たが、林業従事者が少ないため計画が進まないということについて、具体的にどう改善していくかということが十分でないと思う。林業の会社で採用されても数年以内に辞めてしまう、そういった感覚があり凄く不安。具体的にそういうことを改善するにはどうしたらいいかということを入れていただきたい。

このような状況を変えていくためにも、様々な方の意見を聞いて参考にして、計画に反映させていってほしい。

(中原会長)

拡大造林施策を経て、林業の現場を支えてきた林業従事者によって莫大な森林蓄積・材積を誇る岐阜県になっているが、伐って利用する時期を迎えている。木材は家を建てるだけのものではなく、多岐にわたるという点で、長年やってきた関係者、事業者にとってはそれにどう対応するかというところが非常に見通せず、不安に思っている。

その辺を分かりやすく、どう転換しないといけないのかということをご指導いただきたいと思う。

(中原会長)

萩巣委員はいかがお考えですか。

(萩巣委員)

時代の潮流を示すキーワードが記載されているが、やはり行き着くところ、森林に関わるもの。今後地球が存続するためにはやはり森林がなくてはならず、その根幹の基本計画を作るスタートということで、しっかりと誇りを持ち、地球防衛軍の最前線にいるという心構えで、日本一・世界一の基本計画を作るという大きな心持ちで、是非取り組んでいただきたいと思います。

(中原会長)

岐阜県には19の森林組合があり、小規模所有者であろうが大規模所有者であろうが、こういったキーワードのものは、ある意味、ムーブメント、運動としての展開を示さないと、進まないのは明確。

そういう意味では、萩巣委員はG-クレジットに関わっていて、全県下を行脚していて、我々の仕事は伐って儲けるだけではないということを普及している。そういった違うチャンネルによる産業ということを考えなければならぬと思っている。

加えて、岐阜県の木材生産量は3年続けて約57万m³となっている。減らないことは良いことだが、増えないのはどういうことなのか、ということ。

私のレベルで計算すると、売上が平均1万円以上とすると、岐阜県の木材生産の売上は80億円ぐらいになる。関係者の収入が増える、手取りが増えるということがないと産業振興に繋がって来ないと考えたときに、80億をどうやって100億にしていくか、また、利益率を上げるかということを業としては考えなければいけない。

また、ネイチャーポジティブ、メンタルヘルスといったことで、山や木から離れたところで本業に匹敵する40億から50億のマーケットにどう育てるか。これからは木を育てる以外に、こういったカテゴリーの産業をどう育てるかということも、行政として導いていただくようお願いしたい。

加えて、冒頭にも意見があったが、前段階から大きな議論、意見を重ねることによってスタートできるような形にさせていただくようお願いし、この件については終了とします。

(中原会長)

つづきまして、その他について、説明をお願いします。

(事務局) ※三宅林政課長、吉峯木造建築推進室長、小木曾林業改革室長

～その他資料1に基づき「森林審議会における意見等への対応状況」について説明～
(中原会長)

ただいま説明のありました「森林審議会における意見等への対応状況」について、ご質問はございませんか。

(中原会長)

エネルギーの森や、県産材住宅など、具体的な数字や金額を整理するのにご苦労があったのではないかと。正確さはさておき、こういったものが一つのベンチマークになり、色々と考えられるようになるため、本当にありがたい集計と思う。

加えて、エネルギーの森については、岐阜県は前例のないことに着手しようとしている。それに対して精一杯支援したいと思うが、ルールがあってないようなところであり、正義をもってルールとする必要があると思う。是非その辺については時間を惜しむことなく、鋭意努力、情報収集、並びに関係各庁の協力を得ながらやっていただくよう、お願いしたい。

それでは、これで議事を閉じさせていただきます。

委員の皆様には、長時間にわたり、誠にありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

(事務局) ※大島技術総括監

中原会長におかれましては、円滑に進行いただき、誠にありがとうございました。

委員の皆様には長時間にわたり、また貴重なご意見ご提言を賜り、誠にありがとうございました。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認をいただいた上、本日指名いただきました議事録署名者の萩巣委員にご署名をいただきます。その後、改めて議事録確定版を皆様に送付させていただき、県のホームページでも公表させていただきます。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

12時10分閉会